

国民健康保険税・料、介護保険料、住民税の支払いに困っていませんか？

高すぎる！

減免で
負担を軽く！

生活と健康を守る会の相談会へ！

—くらしに役立つ制度を活用しましょう！—

……相談会のご案内……

▼日時

▼会場

▼連絡先

臨時福祉給付金を申請しましょう！

●臨時福祉給付金とは？

2014年4月から消費税率が8%へ引き上げされたことにもない、暫定的・臨時的な措置として支給されます。

【対象者】2014年度分市町村民税（均等割）が課税されない方

【支給額】1万円

※さらに高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者の方や児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者の方は5千円が加算されます。

●非課税証明書を取得し、申請しましょう

生活と健康を守る会とは

1954年に誕生しました。都道府県、市区町村に会があり、みんなで力を合わせて国や都道府県、市区町村の制度の活用や改善に取り組んでいます。



是非ご入会を！

こんな方はご相談を

- 国民健康保険税・料が高くお困りの方
- 国民健康保険証が届かない、または無い方
- 退職・失業によって国民健康保険に加入された方
- 医療費が高い方
- 病气やけがをされた方
- 所得または収入が減った方
- 失業・倒産などによって職を失った方
- 事業を廃止や休止、著しい損失を受けた方
- その他、くらしのことをなんでもご相談ください